

学生と環境法 上智大学法学部・法科大学院における環境法教育

上智大学教授 きたむら 北村 よしのぶ 喜宣

1 「なぜ、環境法ゼミに入ろうと思ったのですか」

私が担当する学部環境法ゼミの学生の志望動機は多様である。「近くでマンション紛争があるが、どのような法律が関わっているのだろうか」、「処分場訴訟の傍聴に行って、より深く環境法を勉強したいと感じた」、「地球温暖化のニュースを聞くことが多くなった」、「新聞で水俣病についての記事を見て、まだ続いているのかとびっくりした」、「企業の環境法コンプライアンスが問題になっていて、その実際を知りたい」…。学生は、それぞれに関心を持ってゼミに入ってくる。

2 法学部地球環境法学科

ゼミ生の多くは、法学部地球環境法学科生である。1997年開設のこの学科は、おそらく、日本で唯一の環境法に関する学科であろう。

20世紀最後の10年は、地球サミット（1992年）、環境基本法（1993年）、第1次環境基本計画（1996年）そして、多くの自治体における環境基本条例・環境基本計画を通じて、伝統的公害行政から現代的環境行政へのパラダイム転換が図られた時期である。このような社会の動きをとらえ、法学という一つの分野からではあるが、多角的・複眼的にこれを研究・教育の対象としようというのが、地球環境法学科の設立趣旨であった。

その後12年が経過し、幸いにも多くの優秀な学生を世に送り出すことができた。その志望動機も、恐らくは冒頭のようなものである

う。それぞれなりに満足して卒業したと信ずるが、学生及び社会の期待に応えるべく、設立当時のカリキュラムも定期的に見直しをしている。2009年度の環境法関係科目15科目（ゼミ以外）は、表1のとおりである。大半は専任教員が担当するほか、環境法実務の第一線で活躍するコンサルタントが担当する科目もある。シラバスは、大学HPで見ることができる（<http://www.sophia.ac.jp/syllabus/2009/index.html>）。

ほとんどの授業は、50人以下で行われている。私学ながら少人数教育を実践する上智大学ならではの教育環境である。教師と学生との距離は近く、学生は、常に「考える」ことが求められる。

表1 学部開講科目

環境と法
環境公法
環境私法
国際環境法
環境汚染防止法
自然保護法
比較環境法
ヨーロッパ環境法
自治体環境法
環境刑法
企業環境法
生活環境法
企業環境マネジメント論
環境倫理学
環境問題特殊講義

3 法科大学院と環境法

上智大学は、1学年100人定員と比較的小規模の法科大学院（SLS）を2004年に開校した。その特徴の一つは、学部環境法教育の実績を踏まえた環境法教育の重視である。特徴ある法科大学院づくりは、国家的にも求められているところである。関係科目数は、表2のとおり10科目に及んでいる。

表2 法科大学院開講科目

環境法基礎
環境法政策
環境訴訟
環境法実務演習
国際環境法
環境刑法
企業環境法
比較環境法
自然保護法
地球環境条約論

環境法実務だけで仕事ができる現実的状况はないが、それでも法曹として環境問題の解決に寄与することを考えていたいという熱い想いを持った学生は少なくない。その期待に応えるのは、SLSの大きな課題である。また、法科大学院は、「実務と理論の架橋をする場」とされている。そこで、授業においては、単に学問的観点からだけでなく、行政実務・裁判実務を十分に踏まえた講義がされている。そのほか、ELP Café♪というランチタイムセミナーやSELAPPセミナーという環境法シンポジウムも適宜開催し、学外の専門家をお招きして刺激を与えていただいている。SLSにおける環境法教育の全体像については、「上智大学法科大学院環境法政策プログラム（Sophia Environmental Law and Policy Program, SELAPP）」のHPを御覧いただきたい（<http://www.sophialaw.jp/environment/>）。環境紛争の処理に当たって、公害紛争処理

法の仕組みが大きな効果を挙げてきたことは、今更言うまでもない。法曹人口が増加する今後は、より多くの弁護士にその存在を知らせて制度の利用をしてもらい、それを通じて制度改革の提言がされることが期待される。そうした観点から、2008年秋には、「環境ADRの可能性」と題するセミナーを開催し、元公害等調整委員会事務局審査官の河村浩氏（東京地裁判事、上智大学法科大学院非常勤講師）、元大阪府公害審査会委員の藤原猛爾氏（弁護士、立命館大学法科大学院教授）にも御参加いただいた（詳細は、本誌56号参照）。SELAPPに対しては、公調委事務局にも多大なる御協力を賜っており、改めて御礼申しあげたい。

4 Environmental Lawyerづくり

現在の環境法がカバーする領域の一定部分は、かつては「公害法」と呼ばれていた。その中心は、被害住民が加害企業を訴える民事訴訟、大気汚染や水質汚濁を防止する規制法であった。

そうした分野の重要性は今なお失われていないが、現在そして今後は、環境リスクへの対応、景観まちづくりの法政策、合理的な環境規制の実現、環境法遵守体制の整備などが重要性を増してくる。SLSの環境法教育は、多様な授業や企画の提供を通じて、住民、企業、行政、裁判所など様々な立場から柔軟に思考・発想することができる環境法曹（Environmental Lawyer）の育成を目指している。

現代社会においては、法的分析の対象となっていない環境問題、法的サービスが提供されていない環境問題はまだまだ多くある。それらを掘り起こし、それらに対する学問的・実務的認知を高め、それらに関する環境法マーケットを拡大することを目的として、上智大学は、今後も着実な歩みを進める。